

全建事発第 087 号
令和 5 年 11 月 21 日

各都道府県建設業協会会長 殿

一般社団法人 全国建設業協会
会長 奥村 太加典
〔公印省略〕

東日本大震災に伴う前金払及び中間前金払の特例措置について

平素は本会の活動に対しまして、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

このたび、国土交通省より、この特例措置につきまして、被災 3 県の復旧・復興状況等を踏まえ、令和 6 年度以降は、被災 3 県以外の都道府県と同様の割合及び範囲とすることを含め、公共工事の前金払の取扱いについて、別紙のとおり通知がありました。

つきましては、ご多忙の折、誠に恐縮でございますが、本件について、貴会会員企業の皆様に対して周知賜われますよう、よろしくお願い申し上げます。

別紙 国土交通省通知文

以 上

(担当) 事業部 山中
電話: 03-3551-9396
FAX: 03-3555-3218
メール: jigyo@zenken-net.or.jp